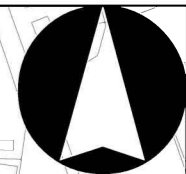


計画図

縮尺 1/2,000
 都市計画区域名 豊田都市計画
 市町村名 豊田市
 地区名 都心地区



ア-イ: 道路(市道駅西第2号線)北端から2.5m
 エ-オ: 道路(市道駅西第5号線)南端から2.5m
 ク-ケ: ケ点からの道路(市道西町若宮線)の中心線への垂線とする。
 ケ-コ: 喜多町2丁目142と144、145、146の筆界とし、ケ点は喜多町2丁目142、146、147の筆界の交点、コ点は喜多町2丁目142、143、144の筆界の交点とする。
 コーサ: コ点からの道路(都市計画道路昭和町線)の中心線への垂線とする。
 シーす: 喜多町2丁目150と151の筆界とし、シ点は喜多町2丁目134、137-150、151の筆界の交点、ス点は喜多町2丁目150、151、152の筆界の交点とする。
 スーセ: ス点から道路(都市計画道路昭和町線)の中心線への垂線とする。
 シーソ: 喜多町2丁目134と150の筆界とし、ソ点は喜多町2丁目134、150、西町1丁目201の筆界の交点とする。
 ターチ: 喜多町2丁目134と141の筆界とし、チ点は道路(市道薬師線)の中心線との交点とする。

凡例	
	高度利用地区
	第一種市街地再開発事業における街区
	壁面の位置の制限 ただし、公共用歩廊その他これに類する建築物の部分については、この限りではない
	道路、河川等幅を有する地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合

